

私たちのみち事業 マニュアル

目次

1. 私たちのみち事業とは	…	2p
2. 対象条件	…	3p
3. 補助額	…	5p
4. 手続きの流れ	…	8p
5. 注意事項	…	16p

1. 私たちのみち事業とは

地域住民自らがまちづくりを推進するため、日常生活に欠くことのできな
い道路や排水路を関係者自ら整備を行う場合において、当該整備に要する経
費の一部について補助金を交付する事業です。

※ここで述べております日常生活に欠くことのできないとは、

道 路…通学、通勤、買い物、団地内道路等、日常生活に密着した市道以外の道路

排水路…日常生活で発生する汚水を通る水路（田畑へ水を流す農業用水路、用水路とは違うため、
注意が必要になります）

私たちのみち事業の実例です！



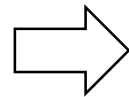
排水路の設置



道の修繕



砂利道を舗装



2. 対象条件

・生活道路（里道、私道）

下記の項目の内、一つでも当てはまる場合は、対象になります。

- 一般の通行に利用され、関係住宅が2戸以上ある生活道路
- 起点及び終点が市道へ通じる等、通り抜けが可能な生活道路
- その他市長が公共性が高いと特に認めた生活道路

・生活排水路（普通河川又は個人所有）

下記の項目の内、一つでも当てはまる場合は、対象になります。

- 一般住宅の排水の用に供され、関係住宅が2戸以上ある生活排水路
- その他市長が公共性が高いと特に認めた生活排水路

※2戸以上が利用している道路や水路が対象条件の原則！！
但し、上記の条件を満たしていても、次ページの項目に当てはまる場合は、対象外になりますのでご注意ください。

2. 対象外条件

・生活道路（里道、私道）

下記の項目の内、一つでも当てはまる場合は、対象外になります。

- 法人又は個人が所有するアパート、寮又は事業所等に係る通行の用に専ら供される生活道路
- 不動産に係る事業所得を得ることを目的として築造される生活道路
- 法令等の規定により管理者が管理すべきものとして別に定められている生活道路
- その他市長が生活道路として整備するのに不適當であると認める道路

・生活排水路（普通河川又は個人所有）

下記の項目の内、一つでも当てはまる場合は、対象外になります。

- 不動産に係る事業所得を得ることを目的として築造される生活排水路
- 法令等の規定により管理者が管理すべきものとして別に定められている生活排水路
- その他市長が生活排水路として整備するのに不適當であると認める水路

**※補助の対象になるか否か不明な場合は、
土木課まで連絡ください。**

3. 補助額

- ・材料費

最大 **20** 万円

※次回も使用可能な材料又は道具は、材料費に含まれないのでご注意ください。

例) 型枠、工具、水糸等

- ・機械借上費

最大 **5** 万円

※機械（重機等）の回送料や燃料費等も対象です。

※工事を業者へ委託した場合にかかる**労務費**や**諸経費**等は、申請者自らが負担することになりますので、ご注意ください。（次ページに例を載せています）

※申請者が**工事費全額を一度支払った後**、補助金を振り込みますので、順序にご注意ください。（詳しくは、14pをご覧ください）

見積書 (内訳)

工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
水路湧水処理工	(平均ベース幅20cm)	(平均ベース幅20cm)					
(L=64m)	既設ベース取壊し	労務費 (作業員)	人	2.5	25,000	62,500	申請者負担
		労務費 (運転者)	人	1.0	25,000	25,000	申請者負担
		機械費 (ミニバックホウ)	日	1.0	8,000	8,000	補助対象 (機械借上費)
		機械費 (2tダンプ)	日	1.0	7,000	7,000	補助対象 (機械借上費)
		小計				102,500	
	モルタル注入	労務費 (作業員)	人	2.5	25,000	62,500	申請者負担
		材料費 (無収縮モルタル)	袋	30.0	6,600	198,000	補助対象 (材料費)
		機械費 (発電機)	日	1.0	5,000	5,000	補助対象 (機械借上費)
		機械費 (ミニバックホウ)	日	1.0	9,000	9,000	補助対象 (機械借上費)
		機械費 (2tダンプ)	日	1.0	7,000	7,000	補助対象 (機械借上費)
		小計				281,500	
	ベース打設	労務費 (作業員)	人	3.0	25,000	75,000	申請者負担
		材料費 (モルタル)	m3	1.5	21,000	31,500	補助対象 (材料費)
		機械費 (ミニバックホウ)	日	1.0	9,000	9,000	補助対象 (機械借上費)
		小計				115,500	

補助額 249,500円

内訳)

- ・材料費 最大20万円
(198,000円+31,500) × 1.10=252,450円
- ・機械借上費 49,680円
(8,000円+7,000円+5,000円+9,000円+7,000円+9,000円) × 1.10=49,500円

労務費 (作業員及び運転者)
は補助対象外となり、申請者の負担になります。

見積書 (内訳)

工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
排水工			式	1		518,540	
排水管		硬質塩ビ管φ250 ソケット	本	11.0	18,100	199,100	補助対象 (材料費)
排水管			個	7.0	3,520	24,640	補助対象 (材料費)
集水桝		450*450*800 (Con蓋共)	基	1.0	9,400	9,400	補助対象 (材料費)
砂		埋戻砂	m3	9.0	2,700	24,300	補助対象 (材料費)
碎石		RC-40	m3	0.1	2,700	270	補助対象 (材料費)
コンクリート			m3	0.1	15,600	1,560	補助対象 (材料費)
労務費						259,270	補助対象外 (材料費)

分けて記載

この表記では、材料費と労務費が混在しているため、補助額を算出できません

この状態で提出していただければ、補助額を算出できます

4. 手続きの流れ

補助金の対象条件により、対象になる場合、まず初めに申請書を提出する必要があります。

また、下記の

- ①業者に工事を委託する場合
- ②申請者及び関係者自らで工事を行う場合

によって、申請者が自分で作成する添付書類の数が変わります。（10p以降で説明）

4. 手続きの流れ（申請）

・申請書

必要事項を記載してください。また、次ページ以降で説明する添付書類（①～⑦）を準備してください。

※申請者は個人、団体（自治会長、会社等）どちらでも構いません。但し、補助金の振込み先は申請者になります。別の方に振込みを希望する場合は、補助金請求書提出の際に委任状が必要になりますので、ご注意ください。

4. 手続きの流れ（申請）

①業者に委託する場合

・添付書類

①申請場所の位置図

申請箇所がわかるよう、位置図に印をつけてください。

②計画平面図・断面図

委託した業者と相談してください。

③公図の写し

法務局へ行き、申請箇所の

- ・公図
- ・所有者がわかる登記簿 をそれぞれ取得してください。

次ページで説明する⑤同意書と照らし合わせて審査するために必要になります。

4. 手続きの流れ（申請）

①業者に委託する場合

・添付書類

④申請場所の写真

申請箇所の現状の写真を撮影してください。

⑤生活道路等の整備実施に係る用地の同意書

・対象箇所が里道若しくは普通河川以外（所有者が市でなく、個人）の場合、所有者の同意が必要になります。

・その他、生活道路若しくは生活排水路を利用している方の同意が必要になります。

※人数が多い場合は、関係者を代表して地区の町内会長や自治会長等に同意をしていただければ問題ありません。

4. 手続きの流れ（申請）

①業者に委託する場合

・添付書類

⑥工事にかかる費用の見積書

業者から見積をいただいでください。

※補助金の金額を算出するために必要になります。

※見積書の内訳には、工事一式などでまとめるのではなく、それぞれにかかる単価と数量で費用を記載ください。

4. 手続きの流れ（申請）

②申請者及び関係者自らで工事する場合

・添付書類

業者に委託する場合と同様に添付書類を揃えてください。

但し下記書類について、業者に委託する場合とは異なりますので、ご注意ください。

①計画平面図・断面図

延長、高さ等工事内容がわかるように作成をお願いします。

②見積書

材料費と機械借上げ費を含めた費用の概算を算出し、提出ください。

※概算と実費に差額が生じると思われませんが、予算の都合上、差額分を支払えない可能性もあります。つきましては、なるべく差額が生じないように、概算算出時には、算出根拠となる書類（例：材料費は見積書等）を基にお願いします。

4. 手続きの流れ（申請書提出以降）

①書類審査

土木課で申請書類を審査し、問題がなければ、「益田市生活道路等整備事業承認通知書」を申請者へ送付します。 ※この時点で補助金を確保しております。

②工事着手

申請人は、①の承認通知書が届いた後、工事に入ることができます。

③工事完了

工事が完了したら、完了届を土木課へ提出してください。必要な添付書類は下記のとおりです。

- ・ 写真（工事前、工事中、工事後）
- ・ 請求書及び領収書

※工事にかかった費用（全額）を一旦、申請者が支払う必要があります。補助金はそのことを確認した後に支払われます。

4. 手続きの流れ（申請書提出以降）

④現場審査

土木課が現場を確認し、問題がなければ「補助金等確定通知書」、「請求書」を申請者へ送付します。

⑤請求書提出（補助金用）

申請者は④の書類が届き次第、「請求書」に補助金額と振込口座を記載し、土木課へ提出してください。

※別の方に振込みを希望される時（例：申請者が自治会長で振込み先は会計担当者）
は、併せて委任状も提出ください。

⑥補助金交付

請求書の提出を確認した後、振込口座へ補助金の支払いを行います。

5. 注意事項

- ・一度補助対象になった箇所を、**同一年度内に再度申請**することはできません。
- ・土木課で業者の指定はできませんので、申請者で調べてください。
- ・補助金を交付する前に、申請者が工事費全額を支払う必要があります。
- ・予算に限りがございますので、予算がなくなった時点で打ち切りとなります。
- ・補助金の確保は、承認通知書を発行した時点で行います。